

資料 3
(保健所運営協議会)

大津市保健医療基本計画及び健康おおつ2・1・大津市食育推進計画専門部会の設置について

1 専門部会の設置

現在は、「大津市保健医療基本計画専門部会」と「健康おおつ2・1（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画専門部会」をそれぞれ開催することとしているが、両専門部会での審議内容は共通部分が多く委員として出席を依頼する団体も重複することから、両専門部会を統合して「大津市保健医療基本計画及び健康おおつ2・1・大津市食育推進計画専門部会」を設置する。

2 専門部会の概要

（1）専門部会の名称

大津市保健医療基本計画及び健康おおつ2・1・大津市食育推進計画専門部会

（2）専門部会の設置目的

大津市保健医療基本計画及び健康おおつ2・1・大津市食育推進計画の進捗管理と評価

（3）専門部会の設置期間

令和8年4月1日から

（4）専門部会の委員構成

専門部会の委員は、大津市保健所条例第7条第2項の規定により、大津市保健所運営協議会の委員及び学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱します。

委員 11人以内

委員構成団体（案）

＜大津市保健所運営協議会の委員＞

公益社団法人 大津市医師会

一般社団法人 大津市歯科医師会

一般社団法人 大津市薬剤師会

大津市健康推進連絡協議会

大津市食品衛生協会

＜適当と認める者＞

大津市訪問看護ステーション連絡協議会協議会

公益社団法人 滋賀県栄養士会

全国健康保険協会 滋賀支部

滋賀県

＜学識経験者＞

龍谷大学 農学部食品栄養学科

滋賀医科大学 公衆衛生学部門

3 根拠法令

大津市保健所条例第7条第1項